

## 青森県教育委員会第926回定例会会議録

1 期 日 令和8年3月25日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時55分

4 場 所 教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 青森県文化財保存活用大綱の改訂について・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の  
人事について・・・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第3号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について・・・・原案決定

議案第5号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する  
規則案について・・・・・・・・・・原案決定

議案第6号 青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び  
監督に関する規則を廃止する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第7号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の  
一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・原案決定

議案第8号 県重宝の指定について・・・・・・・・・・原案決定

議案第9号 県立特別支援学校の校名変更について・・・・・・・・・・原案決定

その他 青森県立学校入学者選抜WEB出願について

その他 七戸高等学校における「通級による指導」の実施について

その他 職員の懲戒処分状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、安田 博、松本史晴、中野博之、久慈美穂

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

坂上教育次長、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、清川生涯学習課長、高井スポーツ健康課長、山舘文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

平間委員、安田委員

・書記

工藤奈保子、佐藤栞

## 7 議 事

### 報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項等について

(坂上教育次長)

この度の案件は、県議会第325回定例会に追加提出された「令和7年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したため、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「令和7年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、9億3,411万7千円の減額となっている。

これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,356億7,850万7千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

### 議案第1号 青森県文化財保存活用大綱の改訂について

(山舘文化財保護課長)

県教育委員会では、平成31年の文化財保護法の改正を受けて、県の基本計画等に基づき、本県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的として、令和2年3月に県文化財保存活用大綱を策定している。

本大綱は、県の基本計画等が見直される際は、随時必要な見直しを図ることとしているため、県の基本計画が令和5年12月に策定されたことを契機として見直すものであるが、県基本計画等における文化財の保存や活用に関する基本的な方向性は変更されていないため、本大綱においても基本的な方向性に係る部分は変更せず、関係法令の改正等に合わせて内容を整理し更新するものである。

それでは、改訂の概要について、3点の基本的な考え方と主な内容を説明する。

1点目は、県基本計画等との整合性を取ることとし、基本計画の関係部分を掲載するほか、県基本計画や教育振興基本計画等との位置付けや取組等を修正している。

2点目は文化財保護法等の改正との整合性を取ることとし、法令引用部分等を修正している。

3点目は令和3年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されたことから、本県としての基本的な考え方や取組を修正している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

**議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事  
について  
（非公開の会議につき記録別途）**

**議案第3号 青森県文化財保護審議会委員の人事について**

(山館文化財保護課長)

文化財保護法及び青森県文化財保護審議会条例の規定に基づき委嘱又は任命している青森県文化財保護審議会委員の任期が、令和8年4月8日をもって満了となるため、委員15名を委嘱又は任命するものである。

今回委嘱又は任命する委員のうち、新任は県重宝の歴史資料担当としての大谷伸治氏で、岡田俊治氏外13名は再任である。

なお、委員の任期は、令和8年4月9日から令和10年4月8日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

**議案第4号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について**

(山館文化財保護課長)

銃砲刀剣類所持等取締法等の規定に基づき任命している青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の任期が、令和8年5月12日をもって満了となるため、委員4名を任命するものである。

今回任命する委員のうち、新任は刀剣担当として的小玉吉樹氏で、杉本孝氏外2名は再任である。

なお、委員の任期は、令和8年5月13日から令和10年5月12日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

**議案第5号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する  
規則案について**

(伊藤職員福利課長)

公益信託ニ関スル法律の全部改正等により、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務が廃止されることに伴う所要の整備を行うため提案するものであり、教育長の専決事項に関する規定等から「教育に関する公益信託」に該当する部

分を削除するものである。

この規則は、令和8年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

#### **議案第6号 青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則案について**

(伊藤職員福利課長)

この規則は、教育委員会が所管する公益信託の監督等に係る具体の手続き等を定めているものであるが、公益信託ニ関スル法律の全部改正等により、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務が廃止されることに伴い、青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止することから、同条例に基づいて定めている規則を廃止するため提案するものである。

この規則は、令和8年4月1日から施行するものである。

なお、全部改正後の法律の附則において、全部改正前の法律に基づき許可を受けた公益信託については従前の例による旨の経過措置が規定されているため、規則を廃止するに当たり、同様に経過措置を附則に規定するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号については原案のとおり決定する。

#### **議案第7号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について**

(高井スポーツ健康課長)

この度の改正は、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬年額の算定基礎としている地方交付税単位費用積算基礎が改められたことに伴い、学校医及び学校歯科医の報酬年額を21万円から21万2千円に、学校薬剤師の報酬年額を15万6千円から15万8千円に改めるものである。

この規則は、令和8年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第7号については原案のとおり決定する。

#### **議案第8号 県重宝の指定について**

(山館文化財保護課長)

令和8年3月13日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝（建造物）として「旧制木造中学校講堂」、県重宝（歴史資料）として「弘前藩庁日記」及び「八戸藩日記」を指定することが適当であると答申があったため、提案するものである。

まず、「旧制木造中学校講堂」は、昭和初期に建築され、奉置所が設置された旧制中学

校講堂は、県内に現存する類例がなく、当時の学校建築の典型例として貴重であり、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「弘前藩庁日記」は、弘前城中での記録である「国日記」と江戸上屋敷での記録である「江戸日記」で構成され、弘前藩政が忠実に記録された史料として貴重であり、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「八戸藩日記」は、八戸城中での記録である「目付所日記」、「勘定所日記」、「用人所日記」と江戸上屋敷での記録である「江戸用人所日記」で構成され、八戸藩の歴史を究明する上で貴重であり、県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第8号については原案のとおり決定する。

### 議案第9号 県立特別支援学校の校名変更について

(下山学校教育課長)

令和8年度から当面分教室を設置する予定の「青森市内の校名に第一・第二を含む県立特別支援学校」及び既に支援学校としている「県立八戸高等支援学校」を除く県立特別支援学校15校の校名について、以下のとおり取り扱うこととし、提案するものである。

まず、1の「地名」と「養護学校」が校名となっている学校は、これまでの校名である地名を生かしつつ、「養護学校」を「支援学校」とする。変更の時期は、令和9年4月1日とする。

次に、2の青森市以外の「地名」と「第一・第二」と「養護学校」が校名となっている学校は、第一・第二の部分について、令和7年11月に公募を行い、いただいた応募意見の中から検討した。

新校名とした理由等については、それぞれの校名の下に記載しているとおりであるが、県立学校としての統一感を考慮し、弘前第一養護学校は弘前いわき支援学校に、弘前第二養護学校は、弘前さくら支援学校に、八戸第一養護学校は八戸あさひ支援学校に、八戸第二養護学校は八戸きぼう支援学校にそれぞれ変更する。変更の時期は、令和9年4月1日とする。

次に、3の青森若葉養護学校については、当初「青森県立青森若葉支援学校」とし、若葉を漢字表記とする予定であったが、2の公募校が「地名」の後をそれぞれひらがな表記とすることで、県立学校としての統一を図ったことを考慮すると、若葉をひらがな表記とすることも考えられることから、令和8年度に実施予定の有識者を含めた特別支援教育に関する検討会議で検討委員からの意見を聴取した上で決定する。

次に、4の盲学校・聾学校については、視覚支援学校及び聴覚支援学校への変更の是非に対して関係団体等から様々な意見が寄せられたところであり、校名変更をする・しないに関わらず外部の知見も取り入れたうえで慎重に検討する必要があることから、令和8年度の検討会議で検討委員からの意見を聴取し、その結果を踏まえて、校名変更をする・しないを決定する。変更とした場合の変更時期は、令和9年4月1日とする。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第9号については原案のとおり決定する。

## その他 青森県立学校入学者選抜WEB出願について

(下山学校教育課長)

県教育委員会では、県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校高等部の入学者選抜において、これまで紙媒体で行ってきた出願手続等をWEB上で可能とするためWEB出願システムを導入し、令和8年度に実施する入学者選抜から、WEB出願を実施することとした。

出願者は、スマートフォンやパソコン等の端末で、氏名・住所等の出願者情報、出願先の学校・学科等の情報を入力し、WEB出願システムにより出願先校へ提出できるようになる。

また、県収入証紙で行ってきた選抜手数料及び入学料の納付については、クレジットカードによる電子決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー払込のいずれかの方法により、自宅、コンビニエンスストア、銀行等での納付が可能となる。

合否結果や学力検査等の得点についても、WEB出願システムで確認できるようになる。

中学校等の志願元校は、これまで出願者から直接入学願書を受け取っていたが、WEB出願システムにより出願者が入力した志願者情報等を受領できるようになる。

また、これまで持参や郵送により行ってきた出願先校への出願手続が、WEB出願システムで可能となる。

高等学校等の出願先校は、これまで出願元校から紙媒体で受け取っていた入学願書や調査書等の出願書類を、WEB出願システムで受領できるようになる。

また、受検票の発行、合否結果の通知や学力検査等の得点の情報提供もWEB出願システムで可能となる。

以上、説明したWEB出願の実施により、出願者の利便性の向上や、学校関係者の事務手続等の効率化につながるものと考えている。

今後は、県教育委員会のホームページや広報紙への掲載、説明会の実施等により、児童生徒や保護者、学校関係者に周知して参る。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ青森県立学校入学者選抜WEB出願については、青森県教育委員会として了解した。

## その他 七戸高等学校における「通級による指導」の実施について

(下山学校教育課長)

県教育委員会では、これまで県立高等学校3校で実施している通級による指導について、令和8年度から新たに県立七戸高等学校で通級による指導を実施することとした。

平成28年に学校教育法施行規則の一部を改正する省令等により、高等学校における通級による指導が国において制度化され、本県ではこれまで県立北斗高等学校、県立八戸中央高等学校及び県立尾上総合高等学校のいずれも定時制の課程において、指導を実施している。

そうした中で、全日制の課程も含めた特別な配慮を要する生徒への対応の必要性が高まっていることから、令和8年度から新たに県立七戸高等学校で通級による指導を実施することとした。

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障がいのある生徒に対して、大半の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について「障がいに応じた特別の指導」を、教育課程に加え又はその一部に替えて実施することができるもので、言語障がい、自閉症、

情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等を対象とする。指導の対象とするか否かの判断にあたっては、実態把握等をもとに、生徒・保護者との合意形成を図りつつ、総合的な見地から判断する。

県立七戸高等学校では、令和8年度から1年次の自立活動（社会と生活A）を教育課程に加える形で、2～3年次の自立活動（社会と生活B）を教育課程の一部に替える形でそれぞれ実施する。

今後の通級指導の在り方については、実施校4校での実施状況等を踏まえ、検討して参る。

（平間委員）

これまで北斗高校をはじめとして通級による指導を視察してきたが、大変良い結果が出ていると思われる。

個別最適な学びや子どもたちの将来の夢が実現できるような学びが、全日制課程においても行っていけるように県教育委員会としてバックアップしていただきたい。

（教育長）

他に意見等はあるか。なければ七戸高等学校における「通級による指導」の実施については、青森県教育委員会として了解した。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

（教育長）

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

（平間委員）

残念な事案が続いているが、新学期も近づいているためこれまでより一層職員の皆さんに交通事故等、服務規律を遵守していただきたい。

（教育長）

他に意見等はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。